

広島県告示第七百五十四号

広島県総合グラウンド設置及び管理条例（昭和三十九年広島県条例第三十七号）別表第八の規定により、広島県総合グラウンドにおける陸上競技用具及び電気設備の利用料金の範囲を次のように定め、令和元年十月一日から施行する。

なお、平成三十年広島県告示第三百四十五号（広島県総合グラウンドにおける陸上競技用具及び電気設備の利用料金の範囲）は、令和元年九月三十日限り、廃止する。

令和元年九月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

区 分		単 位	利用料金の範囲
陸上競技用具		陸上競技用具一式	一式一日につき 九、五〇〇円以内
	足拭きマット	一枚一日につき	五〇円以内
	椅子	一脚一日につき	五〇円以内
	運搬車	一台一日につき	二五〇円以内
	演台	一組一日につき	二七〇円以内
	円盤	一個一日につき	八〇円以内
	温湿度計	一個一日につき	八〇円以内
	携帯用無線	一組一日につき	一四〇円以内
	決勝柱	一組一日につき	六〇円以内
	黒板	一台一日につき	一五〇円以内
	スターター台	一組一日につき	二一〇円以内
	スターティングブロック	一個一日につき	六〇円以内
	ストップウォッチ	一個一日につき	一二〇円以内
	脱衣かご	一個一日につき	五〇円以内
	跳躍用バー	一本一日につき	八〇円以内
	机	一脚一日につき	六〇円以内
	手旗（赤・白）	一組一日につき	五〇円以内
	テント	一張一日につき	二八〇円以内
	投てき用具置台	一台一日につき	一八〇円以内
	バー上げ器	一本一日につき	六〇円以内
	ハードル	一台一日につき	一二〇円以内
	ハードル（三、〇〇〇メートル障害）	一台一日につき	二五〇円以内
	ハードル運搬車	一台一日につき	二五〇円以内

電気設備	走高跳用支柱	一組一日につき	一九〇円以内
	走高跳用マット	一組一日につき	五三〇円以内
	バトン	一本一日につき	五〇円以内
	ハンマー	一個一日につき	一四〇円以内
	ビーチパラソル	一本一日につき	二五〇円以内
	ピストル	一丁一日につき	八〇円以内
	ビニール製巻尺	一個一日につき	六〇円以内
	標識	一組一日につき	一〇〇円以内
	表示器	一台一日につき	五〇円以内
	表示器(車輪付)	一台一日につき	二八〇円以内
	表彰台	一組一日につき	一八〇円以内
	フィールド用ビニールテープ	一組一日につき	四二〇円以内
	風向風速計	一個一日につき	五〇〇円以内
	踏切板(フール判定ゴム板 込)	一個一日につき	一五〇円以内
	ペッグ(丸型バネ付)	一個一日につき	五〇円以内
	砲丸	一個一日につき	六〇円以内
	棒高跳用支柱	一組一日につき	三九〇円以内
棒高跳用マット	一組一日につき	九一〇円以内	
ポール	一本一日につき	一四〇円以内	
マラソン・投てき距離標識	一式一日につき	九一〇円以内	
メガホン	一個一日につき	五〇円以内	
メガホン(電気)	一個一日につき	一八〇円以内	
やり	一本一日につき	一二〇円以内	
	一キロワットにつき使用時間一時間までごとに	二八〇円以内	

備考

- 一 この表の電気設備の利用料金の範囲は、器具の持込みをして電力を利用する場合の利用料金の範囲をいい、持込器具の定格消費電力の合計により算定するものとする。
- 二 この表の設備の取付け及び操作は、利用者において行うものとする。